

総点検実施要領（案）

【横断歩道橋編】

平成25年2月

国土交通省 道路局

目 次

1. 適用の範囲	1
2. 点検の目的	1
3. 点検対象及び点検部位	1
4. 点検項目	1
5. 点検方法	3
6. 応急措置	3
7. 点検結果の判定	3
8. 点検の実施フロー	3
9. 点検結果の記録	3
留意事項	5
点検結果の記録様式	6

1. 適用の範囲

総点検実施要領（案）【横断歩道橋編】（以下、「本要領（案）」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路における横断歩道橋に適用する。

なお、本要領（案）は、第三者被害の影響が大きいと想定される幹線道路を主として適用するが、その他の道路にも準用できる。

また、本要領（案）は、主として市町村等地方公共団体が総点検を実施する際の参考として作成したものであり、各道路管理者が別の点検要領等により本要領（案）の点検内容を超えて点検等を実施することを妨げるものではない。

この要領に記載のない事項は、総点検実施要領（案）【橋梁編】（以下、「橋梁編」という。）を参考にするものとする。

2. 点検の目的

横断歩道橋について、落下や倒壊による第三者被害を防止する観点から点検を行うとともに、あわせてナットの締直し等の応急措置を行うことを点検の目的とする。

3. 点検対象及び点検部位

（1）点検対象

原則、全ての横断歩道橋を対象とする。

（2）点検部位

横断歩道橋の場合、道路を横断して設置されているものであり、落下による第三者被害のおそれがあることから、原則、すべての部位を対象とする。なお、横断歩道橋の一部が、供用中の道路以外の第三者の立ち入りも想定されない空間を横切っている場合で、横断歩道橋の利用者への被害のおそれのない場合のみ、当該箇所は対象外とできる。

点検部位は、橋梁に準じるが、横断歩道橋においては、本体の転倒や一部の構造体の落下が懸念されるため、構造体の接合箇所においては、特に入念な点検と、損傷状況の判定が重要となる。

例えば、階段との接合部が破損し、地震時に階段が落下した事例や、鋼製柱の根本の板厚が腐食により減少し、倒壊直前に至った事例がある。また、横断歩道橋には、裾隠し板や標識等の附属物が添架されている場合が多く、これらの取り付け部に著しい腐食が生じていた事例がある。

なお、横断歩道橋に添架されている、道路管理者以外が管理する施設等は対象外とし、占用物件については、占有者に本要領（案）と同等の点検を実施するよう要請することとする。

4. 点検項目

点検項目は、橋梁編「4. 対象損傷」に準ずる。

表-1 に、主な点検部位及び主な点検項目を示す。

表-1 横断歩道橋の主な点検部位及び主な点検項目

点検部位		主な着目部位	点検項目					
			鋼部材			コンクリート部材	その他	
			著しい腐食	き裂・破断	ゆるみ・脱落	うき、剥離、ひびわれ		
(1) 横断歩道橋本体	(a) 上部工	主桁	部材接続部 溶接部					
		横桁						
		床版またはデッキプレート						
		地覆						
	(b) 下部工	橋脚	柱脚部 部材接続部					
		支承						
		落橋防止構造						
		根巻きコンクリート						
	(c) 階段	上部工との接合部						
		主桁	部材接続部 溶接部					
		踏み板						
		蹴上げ						
		地覆						
橋台								
(d) その他	排水管							
	排水樋							
	その他							
(2) 附属物	高欄	柱脚部 部材接続部						
	落下物防止柵	柱脚部 板取付部 バンド部(供架型)						
	照明施設	柱脚部 支柱本体						
	道路標識	本体への取付部 部材接続部						
	その他							
(3) 通路及び添架物	舗装							
	手すり							
	目隠し板	柱脚部 板取付部						
	裾隠し板	バンド部(供架型)						
	その他							
(4) その他	(現地で確認したもの)							

※1 ハッチセルは、通常では存在しない点検部位と点検項目の組合せである。

※2 「(1)横断歩道橋本体 - (c)階段」と「(3)通路及び添架物」は、横断歩道橋に特化した部位を示す。

5. 点検方法

点検の方法は、近接目視を基本とし、点検項目に応じて、触診、打音検査等を併用する。点検の標準的な方法は、橋梁編「5. 点検の方法」に準ずる。なお、点検にあたって、他施設の点検結果を活用するなど、連携を図ることが望ましい。

6. 応急措置

点検で異常を把握した場合は、可能な限りの応急措置を行うこととする。応急措置の例として次が挙げられる。

- ・ナットのゆるみの再締め付け
- ・落下の可能性がある部品等の撤去
- ・コンクリート部材のうきをハンマーでたたき落とす（桁下を交差する道路の交通の安全が確保される場合）

横断歩道橋では、基本的に供用中道路の上での点検となることから、点検による万が一の部材片の落下に対して十分な安全措置を行うことが重要となる。また、橋梁編では、コンクリートのうきに対しては、可能な限りたたき落とす応急措置を行うとしている。しかし、横断歩道橋では、桁下を交差する道路の交通規制が困難で交通の安全が確保できない場合が想定され、このような場合には必ずしも実施しなくてよい。この場合、判定結果を記録し、速やかに必要な段取りを行って、修繕工事等を行うことが肝要である。

また、この要領では、落下や倒壊による第三者被害を防止する観点からの異常の発見を主目的としていることから、異常発見後の措置については規定していない。異常を発見した場合は、適切な補修工事等を行うことが肝要である。

7. 点検結果の判定

点検結果の判定は、橋梁編「7. 総点検の判定」に準ずる。

8. 点検の実施フロー

点検の実施フローは、橋梁編「8. 総点検の実施フロー」に準ずる。

9. 点検結果の記録

点検結果は、次の様式に記録し、次回点検時や日常管理等に活用できるよう保管する。

- ① 点検記録票（総括票）
- ② 点検記録票（損傷記録票）
- ③ 点検記録票（点検予定票）

点検結果については以下の要領で「点検記録票（総括票）」を作成し、異常のあったものは「点検記録票（損傷記録票）」、点検の未実施のものは「点検記録票（点検予定票）」を作成する。

① 点検記録票（総括票）

「点検記録票（総括票）」に横断歩道橋の基本情報と点検結果を記録する。

基本情報のうち、道路台帳等、既存の資料で代替できる項目は、代替してもよい。

点検結果は、極力省力化を図る観点から、1橋単位とし、異常の有無のみの記載とした。

《記入要領》

(1) 基本情報

基本情報として、路線名等の情報を記載する。

緯度・経度については、歩道橋の中心付近で計測し、世界測地系で0.1”単位まで記載することとする。

また、「海岸からの距離」と「融雪（凍結防止）剤散布路線」は、塩分による腐食への影響の把握、「防雪対策実施路線」は、雪荷重の影響の把握、「風規制実施路線」は、風荷重の影響の把握を目的として記録する項目である。それぞれ以下に従い記録する。

- ・海岸からの距離には、横断歩道橋の設置箇所から最も近い海岸までの距離を選択する。
- ・融雪（凍結防止）剤散布路線には、散布がある場合は「該当する」、無い場合は「該当しない」を選択する。
- ・防雪対策実施路線には、防雪対策（防雪柵、防雪林、雪崩柵、スノーシェルター等）が設置されている場合は「該当する」、設置されていない場合は「該当しない」を選択する。
- ・風規制実施路線には、風や吹雪等による通行止め規制が規定されている場合は「該当する」、規定されていない場合は「該当しない」を選定する。

なお、日常管理等にも活用することを考慮し、点検を実施した施設の位置を特定するため、付図、写真等により示しておく。

(2) 点検結果

①点検状況 : 「済」「未」「外」で該当するものに○をつける

「済」は、点検を実施した部位であることを示す。

「未」は、点検ができなかった部位であることを示す。「未」の場合、「点検記録票（点検予定票）」を作成する。

「外」とは、道路利用者及び第三者への被害が想定されない箇所のため、点検対象外であることを示す。

②対象の有無 : 対象部位の有無を「有」「無」で該当するものに○をつける

③異常の有無 : 異常の有無を「有」「無」で該当するものに○をつける

「有」の場合、「点検記録票（損傷記録票）」を作成。

④備考 :

「フェールセーフ機能の追加の必要性あり」、「重大事故につながる損傷を発見」等の特記事項があれば、記録する。

⑤弱点部の追加 :

「点検記録票（総括票）」の（2）点検結果の点検部位には、横断歩道橋の構造的特徴

を考慮した弱点部があれば、「その他」に追加するものとする。

⑥重大事故（落下、倒壊等）に繋がる損傷発見の有無　：
「点検記録票（総括票）」の（２）点検結果の点検部位の他に、重大事故に繋がる損傷を
発見した場合に記録する。「有」の場合、「点検記録票（損傷記録票）」を作成。

② 点検記録票（損傷記録票）

異常があった部位毎、損傷毎に、判定結果を記録する。併せて、応急措置を実施した場合はその内容、応急措置ができなかった場合は、その理由、実施予定時期、実施予定内容を記録する。

また、異常があった部位の位置と損傷程度を後日特定できるようにポンチ絵や写真を貼付する。

③ 点検記録票（点検予定票）

点検ができなかった場合に、作成する。点検ができなかった部位、理由、点検予定時期、点検方法（案）を記録する。

留意事項

「橋梁定期点検要領（案）平成 16 年 3 月 国土交通省国道・防災課」、「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）平成 16 年 3 月 国土交通省国道・防災課」及び「道路付属物（標識、照明施設等）の点検要領（案）平成 22 年 12 月 国土交通省国道・防災課」等の各点検要領、または、これに準じる独自の要領等に基づく点検を実施し、本要領による点検データと同等の点検データが既にある場合は、そのデータを活用することも可能とする。

点検結果の記録様式

点検記録票（総括票）

横断歩道橋

(1) 基本情報

横断歩道橋管理番号					
路線名	上り・下り	緯度※1		経度※1	
所在地		距離標※2		センサス 区間番号※2	
管理者		設置年月		車道幅員	

海岸からの距離	100m未満・100m～1km 1km～5km・5km～20km・20km以上	融雪(凍結防止)剤 散布路線	該当する・該当しない
防雪対策実施路線	該当する・該当しない	風規制実施路線	該当する・該当しない

点検年月日		点検員	
-------	--	-----	--

位置特定のための付図、写真等

※1 緯度・経度については世界測地系で0.1" 単位まで記入する。

※2 距離標、センサス区間番号がある場合は記入する。

(2)点検結果

点検部位		①点検状況	②対象の有無	③異常の有無	④備考
(1)横断歩道橋本体	(a)上部工	主桁	済・未・外	有・無	有・無
		横桁	済・未・外	有・無	有・無
		床版またはデッキプレート	済・未・外	有・無	有・無
		地覆	済・未・外	有・無	有・無
	(b)下部工	橋脚	済・未・外	有・無	有・無
		支承	済・未・外	有・無	有・無
		落橋防止構造	済・未・外	有・無	有・無
		根巻きコンクリート	済・未・外	有・無	有・無
	(c)階段	上部工との接合部	済・未・外	有・無	有・無
		主桁	済・未・外	有・無	有・無
		踏み板	済・未・外	有・無	有・無
		蹴上げ	済・未・外	有・無	有・無
		地覆	済・未・外	有・無	有・無
		橋台	済・未・外	有・無	有・無
(d)その他	排水管	済・未・外	有・無	有・無	
	排水樋	済・未・外	有・無	有・無	
	その他	済・未・外	有・無	有・無	
(2)附属物	高欄	済・未・外	有・無	有・無	
	落下物防止柵	済・未・外	有・無	有・無	
	照明施設	済・未・外	有・無	有・無	
	道路標識	済・未・外	有・無	有・無	
	その他	済・未・外	有・無	有・無	
(3)通路及び添架物	舗装	済・未・外	有・無	有・無	
	手すり	済・未・外	有・無	有・無	
	目隠し板	済・未・外	有・無	有・無	
	裾隠し板	済・未・外	有・無	有・無	
	その他	済・未・外	有・無	有・無	
(4)その他	(現地で確認したもの)	済・未・外	有・無	有・無	
		済・未・外	有・無	有・無	
		済・未・外	有・無	有・無	
		済・未・外	有・無	有・無	
上記の点検部位の他に重大事故(落下、倒壊等)に繋がる損傷発見の有無		有・無	※「有」の場合、点検記録票(損傷記録票)に記載		
その他特記事項					

注1: ①欄には、点検状況を「済」「未」「外」で記載
「外」とは、道路利用者及び第三者への被害が想定されない箇所のため、点検対象外であることを示す。

「未」の場合、「点検予定票」を作成

注2: ②欄には、対象施設の有無を、「有」「無」で記載

注3: ③欄には、異常の有無を、「有」「無」で記載

対象とする主な損傷は、次のとおり

・鋼部材・・・著しい腐食、き裂・破断、ボルトのゆるみ・脱落

・コンクリート部材・・・うき・剥離、ひびわれ

・その他

「有」の場合、「損傷記録票」を作成

注4: ④欄には、「フェールセーフ機能の追加の必要性あり」

「重大事故につながる損傷を発見」等、特記事項を記載

点検記録票（損傷記録票）

横断歩道橋管理番号	
横断歩道橋名	

No.			
対象部位			
損傷の種類			
判定結果			
応急処置	実施	実施内容	
	未実施	できなかった理由	
		実施予定時期	
		実施予定内容	

ポンチ絵・写真

- ・対象部位
- ・損傷部位と損傷程度
- ・応急措置の前後 等

注1: 1つの部位につき、なるべく1枚で作成

注2: 判定結果は、損傷の種類毎に記載

注3: No.欄には、同一横断歩道橋における通し番号を記載

点検記録票（点検予定票）

横断歩道橋管理番号	
横断歩道橋名	

点検ができなかった部位	
その理由	
点検予定時期	
点検方法(案)	
<p>ポンチ絵・写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検できなかった部位 ・点検の状況(できなかった理由) 等 	

注1: 同一横断歩道橋につき、1枚作成